

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金（Q & A）

【共通項目】	
Q1	令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない場合はどうなるのか。
A1	<p>新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に実績報告及び受け入れ可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関が対象となります。</p> <p>よって、令和2年度から令和6年3月31日までに受入実績がない場合は要件を満たさないため、補助金の交付対象外となります。</p> <p>令和6年3月31日までに受入実績がない場合は、0円での額の確定を行いますので、0円での実績報告書の提出をお願いします。</p> <p>なお、既に交付済みの場合は交付額を返還していただきます。</p> <p>また、受入実績等の確認のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日次調査CSV出力※を提出いただきますので、当該実績を確実にG-MISにご入力下さい。（実績の有無に関わらず、毎日の入力が必要です。）</p> <p>※G-MISホーム画面右上「レポート」タブのリストの中の「日次調査CSV出力」を選択します。申請の対象期間に設定した後、エクスポートを実行し、保存したファイルを送付してください。</p> <p>※操作方法につきましては、以下のG-MIS事務局の連絡先へお問い合わせください。 連絡先：0570-783-872</p> <p>また、必要に応じて、実績報告後の期間においても提出を求められることがあります。</p>
Q1-2	G-MISの登録時期の都合上、G-MIS上に受入実績を反映できない場合の受入実績の報告はどのように行えばよいのか。
A1-2	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことがわかる資料を追加でご提出いただくことになります。</p> <p>追加資料としては、診療報酬請求書の写しや、レセプト等、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことがわかる資料を想定しています。</p> <p>また、その場合でもG-MISへの実績報告及び受け入れ可能病床数の入力は引き続き行っていただく必要がありますので、G-MISの日次調査CSV出力も併せてご提出ください。</p> <p>※ご提出の際は、個人情報に係る部分は黒塗りしてから提出してください。</p>
Q2	「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧」に掲載がない医療機関においては、交付申請時に「コロナ患者の入院受入れに係る回答票」を提出することとされている。この場合、当該回答を入院調整を行うためのリスト「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧」に掲載し、関係者間（行政や医療機関等）と共有するとあるが、リストへの掲載に同意しない場合や、陽性患者を受け入れられない場合については、補助対象外となるのか。
A2	<p>国のQ&Aには「院内感染が発生した後も積極的にコロナ患者を受け入れる医療機関」がこの事業の対象となると記載されていることから、交付申請時に「コロナ患者の入院受入れに係る回答票」を提出していただき、「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧」（リスト）に掲載することとしております。</p> <p>当該リストへの掲載に同意しない場合や、陽性患者を受け入れられない場合については、補助金の交付対象外となります。</p>

Q3	クラスター防止（抑制）を目的とした導入は、補助金の対象であるのか。
A3	対象ではありません。 本補助金は要綱第2条記載のとおり、「入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため」であることが補助要件の一つです。
Q4	補助の対象期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施する設備整備となっているが、納品（竣工）が令和6年4月1日以降となる場合、申請はできないのか。
A4	申請できません。 当該補助金の補助対象期間は、令和5年10月1日～令和6年3月31日までです。納品（竣工）が令和6年4月1日以降となることが予想される場合は、令和6年3月31日までに納品（竣工）が完了する設備に変更するなど計画的な事業実施をお願いします。 なお、申請していた設備を変更する場合は、購入前に事業第3班までご相談ください。（共通項目Q7[参照]）
Q5	補助対象品目を保有しており、古くなっているため買い替えたいが、申請できるのか。
A5	買い替えのための申請はできません。
Q6	産科などの分娩取扱医療機関も補助対象となるのか。
A6	Q1に対する回答A1に合致する医療機関であれば対象となります。
Q7	品薄等の理由により申請した内容と異なる設備を購入する場合、どのような手続きが必要か。
A7	交付決定後に、申請していた設備を変更する場合は、原則、補助金の変更交付申請が必要です。 ただし、類似品への変更かつ各項目ごとの金額が交付決定額以内であれば手続きなく変更可能です。（ 変更した内容に、対象外物品が含まれている場合は、その部分の補助はできません。 ） 変更が生じる場合は、変更交付申請が必要かどうか、購入前に事業第3班までご相談ください。（内容や相談時期等により変更交付申請を受付出来ない場合があります。） 例：人工呼吸器を「A商品500万円」から「B商品400万円」に変更する等 ※个人防护具の数量等の変更については取扱いが異なりますので、後述の「个人防护具 Q5」をご確認ください。

Q8	<p>本補助金の前身である「福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」（令和2年度～令和5年5月7日まで）及び令和5年5月8日～9月30日までの本補助金（以下、「本補助金等」という。）で設備を導入しているが、今回申請することは可能か。</p>
A8	<p>令和2年度から令和5年9月30日までの事業期間における本補助金等の交付を受けた医療機関は、原則个人防护具のみが補助対象となります。</p> <p>また、令和5年9月30日までに个人防护具のみ交付された場合でも、設備の申請はできません。（補助メニューベースでなく、本補助金の交付を受けたかの可否となります。）</p> <p>さらに、个人防护具についても、補助対象となる期間等が限定されておりますので、補助対象となる期間及び申請締切日などご注意ください。詳細は以下「【个人防护具】」の項を参照ください。</p> <p>しかしながら、令和5年9月30日までの事業期間に本補助金等の交付を受けた医療機関においても、旧重点医療機関などが病棟単位による対応から病室単位による対応へ切り替える場合（増床及び単なる病室の変更などは対象外）において、新たにゾーニングが必要となる設備（HEPAフィルター付きパーテーション）は、申請可能です。（移設工事費等は補助対象外。）</p> <p>ただし、この場合において、病棟単位から病室単位へ変更することを明らかにするため、①変更前の病棟及び病室の設備（補助の交付を受けていない設備も含む。）・設置場所を記載した図面等及び②変更後の病棟及び病室の設備（補助の交付を受けていない設備及び申請する設備も含む。）・設置場所を記載した図面等及び事業実施計画に必要となる理由の記載が必要となります。</p> <p>また、この対応の切り替えにより、令和5年9月30日以前に本補助金等で整備した設備について、コロナ入院患者以外の患者に使用する場合は、原則交付金の目的外使用となり、国及び県の要綱等に基づき、財産処分の手続きの上、返金していただくこととなります。</p>
Q9	<p>令和5年9月30日までに補助対象品目を整備したが、その当時の補助金の申請に計上していなかった。この場合、今回の補助金で過去に導入した補助対象品目を申請できるのか。</p>
A9	<p>令和5年10月1日～令和6年3月31日の間に導入する（見込みを含む）場合に補助対象となるので、それ以前に既に整備している場合は申請できません。</p>
Q10	<p>人工呼吸器、体外式膜型人工肺、簡易病室は、「付帯する備品」も補助対象とされているが、令和5年9月30日までに主となる設備を整備し、今回「付帯する備品」のみの購入は、補助対象となるか。</p>
A10	<p>「付帯する備品」だけの購入は補助対象となりません。</p>
Q11	<p>光熱水費や消耗品は補助対象となるか。</p>
A11	<p>光熱水費や点検・修理保証等のランニングコストについては補助対象外です。</p> <p>また、消耗品については初度設備として必要なもの（消毒液等）は対象となりますが、その他の項目の設備に関する交換用部品は対象外です。</p>

Q12	上限額の算定に使用する「知事が必要と認めた病床数・台数・人数」とは？
A12	<p>上限額の算定に使用される数量は、以下のとおりです。 ただし、対象となる台数については、医療機関の個別の事情（最新の波の1日当たりのコロナ患者の入院者数及び看護体制など）を確認したうえで決定致しますので、上限までの台数を必ず認めるというものではありません。過大な設備整備などと判断された場合は、後日返金していただくことになります。（Q15参照） また、令和2年度から令和5年9月30日までに本補助金等の交付を受けた医療機関においては、個人防護具以外は原則補助対象外（増床及び単なる病室の変更などに伴う対応含む。）となります。</p> <p>※下記における受入病床数とは①～③の病床数のことを指します。 ①令和5年9月30日までに本補助金の申請をした医療機関は最後に申請した「コロナ患者の入院受入れに係る回答票」に記載した病床数、 ②令和5年8月31日現在で確保病床（病床確保料対象の病床）を県から依頼された医療機関は、同日に県から指定を受けていたフェーズ5における確保病床数（①にも該当する場合は、①の病床数となります。）、 ③それ以外の医療機関については「コロナ患者の入院受入れに係る回答票」の間3-①に回答した病床数（ただし、上記記載のとおり、個別の事情を確認し、認められた範囲内となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>初度設備（病床数）</u> ※令和5年10月1日以降にコロナ陽性患者の入院受入のため、新設・増設した病床が対象です。 ・ <u>簡易陰圧装置、簡易ベッド、HEPAフィルター付きパーテーション（台数）</u> 受入病床数が上限 ただし、HEPA付きパーテーションは受入病床数から令和5年9月30日以前に整備済みの台数を除いた数 ・ <u>人工呼吸器、体外式膜型人工肺（台数）</u> ※中等症Ⅱ以上を受入れる医療機関に限ります。特段の事情がある場合はご相談ください。 ・ <u>個人防護具（必要数）</u> 以下【個人防護具】の欄を参照ください。
Q13	単価の異なる設備を購入する場合の上限額はどうか。
A13	<p>同項目で複数台購入する場合は、1台ごとに上限額と比較することになります。</p> <p>(例) 人工呼吸器を複数台購入する場合 設備A 6,000,000円（上限5,000,000円）→5,000,000円（補助対象） 設備B 4,000,000円（上限5,000,000円）→4,000,000円（補助対象） 計 10,000,000円 →9,000,000円（補助対象）</p>

Q14	振込手数料は補助対象経費となるか。
A14	振込手数料は、補助の対象外です。
Q15	当該補助金等で整備した設備等を、新型コロナウイルス感染症以外の患者に使用するなど、整備した目的以外にも使用していいか。
A15	<p><u>新型コロナウイルス感染症以外の患者への使用はできません。</u> <u>本補助金は原則、病室にて使用する設備（個人防護具を含む。）が補助対象となります。</u></p> <p>もともと、<u>手術室や透析室</u>など通常の患者と兼用を想定している場合は、自己資金で整備を行ってください。 本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象となります。その際、<u>過大な設備整備、又は目的外で使用等が判断された場合は、補助金の返還を行っていただく必要があります</u>のでご注意ください。</p>
Q16	当該補助金で整備した設備の契約書や請求書等の書類は、いつまで保存しておく必要があるのか。
A16	<p>当該補助金で購入した設備に関する書類（交付申請・実績報告に関する書類、契約書・領収書等の証拠書類など）は、その書類に関する帳簿を備え、証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度終了後、5年間（※）は保管していただく必要があります。</p> <p>また、当該補助金は、国費を活用した事業であり、国（会計検査院）の会計検査が行われた場合は、当該書類の検査等が行われますので、ご注意ください。</p> <p>※ただし、30万円を超える設備については、5年以上の保管が必要な場合があります。交付要綱第5条第7号を参照ください。</p>
Q17	当該補助金で整備した設備の処分等に制限はあるのか。
A17	<p>当該補助金で取得、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機器、器具及びその他の財産については、交付要綱第5条第4号のとおり、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供す、取壊し又は廃棄することはできません。</p> <p>ただし、プレハブやテント等、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反してはいるわけではないので、承認を受けずに廃棄することが可能です。</p> <p>いずれにしても、元々、短期間での交付の目的を達成し処分することが予想されている場合は、購入ではなくリース（レンタル）での対応をご検討ください。</p>

Q18	要綱第9条にある事業完了の日とはいつになるのか。
A18	<p>設備の納品日又は設備の設置工事が完了し、設備が運用可能となった日が事業完了の日となります。</p> <p>よって、実績報告は上記の事業完了の日※（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日までに実績報告書をご提出いただく必要があります。</p> <p>※上記の日より、翌年度の4月10日が早く来る場合は4月10日が実績報告の提出期限となります。</p>
Q19	感染症法上の位置づけの変更に伴い、本補助金の前身である「福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」（令和2年度～令和5年5月7日まで）で整備した設備については、財産処分の手続きが必要となるのか。
A19	<p>国からの見解で、「新型コロナウイルス感染症の収束後や感染症法上の位置づけの変更に際しても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本補助金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持することを想定している」と示されていることから、これまでに福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業で整備した設備については感染症法上の位置づけの変更に伴い、ただちに財産処分が必要とはなりません。</p> <p>また、厚生労働大臣が別に定める期間中において、本補助金（福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業を含む。以下同じ。）の交付目的に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合は、財産処分に該当しないため、財産処分の事前承認は必要ございません（例：一時的に一般診療で使用する等）。</p> <p>ただし、本補助金で整備した設備を一般診療で使用しているため、本来の整備目的を達成できない場合（例：新型コロナウイルス感染症患者等に使用できない等）は、一時的な利用とはみなすことはできないため、ご注意ください。</p> <p>なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。</p>
Q20	本補助金で整備した設備を廃棄・転用・譲渡等により財産処分を希望する場合は、どのような手続きが必要となるのか。
A20	<p>Q19の回答を踏まえたうえで、廃棄・転用・譲渡等を行う場合は、事前に事業第3班へご連絡をお願いします。</p> <p>※財産処分においては、県だけではなく、国（厚生労働大臣）の事前承認を得る必要があることから、お時間を要することとなりますので、財産処分を行うまでに、十分な猶予（財産処分開始日の2カ月前程度）を設けたうえで、ご連絡をいただきますようお願いいたします。</p>
Q21	既に設備を購入し、締切日直前に事前申請をしたが、対象外となることもあるのか。
A21	<p>電子メールで事前申請書類をご提出いただいた後、随時審査を行ってまいります。</p> <p>審査の過程で交付の目的に沿っていない場合や、補助対象とできないものが含まれていることが確認できた場合は、既に設備を整備していた場合であっても補助対象外となります。</p> <p>特に高額な機器については、発注から納品までに時間を要する場合もございますので、交付決定後の発注を計画している場合は発注日の少なくとも1カ月前（審査の状況次第では1カ月以上の時間を要する場合があります）に、事前申請書類をご提出いただく等、早めのご提出をお願いします。</p> <p>※発注日直前に、事前申請書類をご提出された場合、発注日までに審査が完了しない場合もありますのでご注意ください。</p>

【新設、増設に伴う初度設備を購入するための必要な需用品（消耗品）及び備品購入費】	
Q1	どのような需用品（消耗品）が対象になるのか。
A1	<p>初度設備の補助対象については、受入病床を有する病室の効用・機能を高めるため、下記のとおり受入病床を有する病室内に設置すべきもの及び一体的に整備すべきものが対象となります。</p> <p>①衛生用品等の消耗品 消毒薬、ドライシャンプー、フローリングワイパー、雪枕等</p> <p>②病室内什器 時計、ゴミ箱、スタンドミラー、空気清浄機、液晶テレビ、パーテーション、床頭台、掃除用具、回診車、患者が家族や病院職員と連絡する目的で導入した通信機器等</p> <p>③患者の状態を確認する機器（診察に必要な機器） 電子血圧計、点滴スタンド、心電計、パルスオキシメーター、非接触体温計等</p> <p>④既存病室の改修費（簡易なもので施設整備に当たらないもの） LANケーブル敷設工事費、患者監視用カメラ設置費、ナースコール増設費、ウイルスガードコーティング費、固定電話回線敷設費 受入病床を有する病室とその他病室のゾーニングを行うためのローパーテーション設置費等</p> <p>病室に設置しない備品、病室で使用しない検査・治療機器、病室外でも使用するPC・職員間の連絡のための通信機器等は補助対象外となります。</p>
【人工呼吸器及び付帯する備品】	
Q1	人工呼吸器の補助対象となる医療機関は。
A1	中等症Ⅱ以上を受入れる医療機関に限ります。特段の事情がある場合はご相談ください。
Q2	ネーザルハイフローは補助対象となるか。
A2	<p>対象となります。</p> <p>なお、ネーザルハイフローも人工呼吸器1台分としてカウントするため、病床1床に対して人工呼吸器とネーザルハイフローを同時に整備することはできません。</p>
Q3	麻酔システムに人工呼吸機能が付帯しているものは対象となるのか。
A3	人工呼吸器が付帯しており、「人工呼吸器及び付帯する備品」ではないため、 <u>対象外です。</u>

【個人防護具】	
Q1	個人防護具はどういったものが対象となるのか。
A1	マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドの新型コロナウイルス感染症の入院患者対応のため使用する防護具になります。 なお、 <u>備蓄分は対象となりません。</u>
Q2	マスクやガウン等の申請枚数はどのように算出するのか。
A2	<p>国の要綱改正に伴い、補助対象となる日が「段階Ⅰ」以上の期間(要綱上の「知事が指定する期間」とされています。「段階Ⅰ」以上でない期間及び経過措置期間は対象外となります。</p> <p>医療機関においては、これまでどおり新型コロナウイルス感染症の入院患者に対応する医療従事者が実際に使用した個人防護具について日(暦日)別・個人防護具の種類(規格・商品名)別に集計の上、予定数を申請、実際に使用した数量を交付決定の範囲内で実績報告することになります。</p> <p>「知事が指定する期間」については、随時ホームページでお知らせいたします。</p> <p>算出方法は次のとおりです。原則、日別に下記の員数が申請枚数の上限となります。</p> <p><員数の算出式> 員数/日=受入予定患者数※1(○人) ×1人当たり対応スタッフ(○人) ※ グローブは、員数1につき2枚(1双)となります。</p>
Q3	申請した個人防護具の枚数は、算出した員数を超過して申請できないのか。
A3	<p>令和6年度から通常医療への移行を想定しており、10月以降は移行期間としていること、国が「段階Ⅰ」以上でない日は補助対象外としていること、さらに「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」が二重着用を求めていることを踏まえ、移行期間である本補助金の事業期間については、<u>員数の2倍までを可能とします。</u></p> <p>員数を超える場合は、その理由を様式第3号別紙(3)の「内容」欄に具体的に記入してください。その理由には、その①規定など、②想定される支障、③目的及び④実際の運用を具体的に記入してください。</p> <p>ただし、コロナ入院患者一人当たりに対応するスタッフ数が申請全体と比較し、著しく乖離がある場合は、その詳細(処置の内容、その処置のために対応したスタッフの人数及びその職種、各スタッフが着用した個人防護具の種類(診療の手引きを踏まえているか。)を日別、患者別に提出を求めます。)</p> <p><u>破損を想定した予備や備蓄のための申請は認められません。</u></p>
Q4	上限額はあるのか。
A4	員数1人当たり3,600円が上限となります。 ただし、員数1人当たり3,600円以内であっても、枚数は2倍まで可能となります。
Q5	申請した内容と異なる物品、異なる数量を購入した場合、変更交付申請が必要か。
A5	<p>個人防護具については、購入した数量・単価や物品が申請と異なる場合であっても、交付決定時の個人防護具の金額の範囲内であれば、変更交付申請の必要はありません。</p> <p>しかしながら、実績報告時において交付決定の内容に対して、新たな品目の追加又は削除、及び同一品目の大幅な数量の増減については、その理由を説明していただきます。</p> <p>(例) 交付決定 200千円 この場合、200千円を超えない範囲での変更であれば、変更交付申請は必要ありません。</p>

Q6	通常発注している消耗品の一部に対象経費が含まれているため、支払いの根拠資料が膨大になり事務が増えて困っている。何か対処方法はないか。
A6	支払いの根拠資料が膨大になる場合でも、対象経費を明確に判別することができるように、該当箇所をマーカーで着色等した上で、番号を記載して頂く必要があります。 事務の省力化につながる方法として、対象経費分だけを一括発注して頂くことも可能ですので積極的にご検討ください。 ※省力化については、実施要領を参照ください。
Q7	「知事が指定する期間」は事前に周知されないが、个人防护具の申請はどのようにするのか。
A7	「知事が指定する期間」は事前に把握できないため、事業対象期間（R5.10.1～R6.3.31）のうち「知事が指定する期間」が指定された後など、弾力的に申請を受け付ける予定です。 したがって、精算的な運用になることを予定しています。 募集開始や対象期間などホームページに掲載いたします。 个人防护具の申請をする予定の医療機関は、県が発表する「段階」の推移を注視し、「段階Ⅰ」以上（経過措置期間除く。）の日については、様式第3号 別紙（2）に日々入力するようにお願いいたします。
Q8	コロナ入院患者が「知事が指定する期間」を跨った場合の申請はどうしたらよいか。
A8	「知事が指定する期間」は暦日です。したがって、コロナ入院患者ベースでなく、コロナ入院患者の対応に実際に使用した日に計上してください。
Q9	个人防护具の納品時期は、「知事が指定する期間」内である必要はあるのか。
A9	个人防护具の納品時期は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間であれば「知事が指定する期間」内である必要はありません。
Q10	「知事が指定する期間」に実際に使用した分が把握できない。申請はできるのか。
A10	「知事が指定する期間」内であり、かつ、「新型コロナウイルス感染症の入院患者への対応」のために使用した个人防护具が補助対象となるため、把握できていない部分については、 <u>申請できません。</u>

【簡易陰圧装置】	
Q1	補助対象の範囲は。
A1	<p>対象経費は、簡易陰圧装置の設置に必要な次の備品購入費及び工事費です。 なお、恒久的な資産価値をもたないような簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的な簡易な設備の設置が対象となります。</p> <p>【補助対象となりうるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病室内への簡易陰圧装置（HEPAフィルター付排気ユニット等）設置工事 ・簡易陰圧装置の設置に必要な簡易的なダクト工事 など <p>【補助対象外となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置の設置に関係しない工事や病室に係る改修工事 ・簡易ではない常設陰圧室への改修工事 ・簡易陰圧装置の設置ではなく、陰圧化するための換気設備等の設置工事 など
Q2	車いす型簡易陰圧装置、陰圧式ストレッチャーは補助対象となるか。
A2	<p>車いす型簡易陰圧装置や陰圧式ストレッチャーは搬送の要素が強い設備であるため、「簡易陰圧装置」には該当しません。 ただし、患者の病室用に設置する場合は、【新設、増設に伴う初度設備を購入するための必要な需要品（消耗品）及び備品購入費】で補助対象とすることは可能です。</p>
Q3	受入病床ではない場所にて使用する簡易陰圧装置は補助対象となるか。
A3	<p>本補助金は原則、受入病床にて使用する設備が補助対象となります。 ただし、病室内で陽性患者と一般患者の区別が明確になされている等、今回整備する簡易陰圧装置が陽性患者専用であることが整理されていれば補助対象とすることは可能です。</p>
【簡易ベッド】	
Q1	新設の簡易病室に簡易ベッドを設置する場合、簡易ベッドの計上項目は【簡易ベッド】と【簡易病室及び付帯する備品】のどちらか。
A1	簡易ベッドに計上してください。
【簡易病室及び付帯する備品】	
Q1	既存病室をコロナ用の簡易病室に改修する場合、対象となるか。
A1	<p>もともと病室ではない場所にテントやプレハブ等簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置し、新たに病室を増やす場合のみ対象となります。 既存病室を利用してコロナ病床とする場合は、【新設、増設に伴う初度設備を購入するための必要な需要品（消耗品）及び備品購入費】に該当します。</p>

【体外式膜型人工肺及び付帯する備品】	
Q1	体外式膜型人工肺の補助対象となる医療機関は。
A1	中等症Ⅱ以上を受入れる医療機関に限ります。特段の事情がある場合はご相談ください。
【HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）】	
Q1	補助の対象は。
A1	HEPAフィルター付きであること及び陰圧対応可能であることが条件となります。メーカーの仕様書やカタログ等で確実に確認してください。
Q2	交換用フィルターは補助対象となるか。
A2	交換用フィルターは補助対象外です。
Q3	令和5年度に申請したが、今回も申請できるのか。
A3	申請できません。1年度1台までとなります。
【HEPAフィルター付きパーティション】	
Q1	交換用フィルターは補助対象となるか。
A1	交換用フィルターは補助対象外です。